

「動力プレスの金型の取付け等の業務」特別教育の実施について

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第 59 条第 3 項(労働安全衛生規則第 36 条第 2 号)では、事業主が動力プレスの金型の取付け等の業務に労働者を就かせるときは、その業務に関する安全及び衛生の特別教育を行うことが義務付けられています。

つきましては、事業者の委託を受け、当協会が当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施することになりましたので、この機会に多数受講されますようご案内いたします。

- 1 日 時 令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金) 8 時 50 分～18 時 10 分
(受付開始は 8 時 2 0 分から)
- 2 場 所 北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 (食堂及び駐車場はありません)
- 3 受講料 会員 7,700 円 テキスト代 1,100 円 合計 8,800 円
一般 9,900 円 テキスト代 1,100 円 合計 11,000 円
- 4 修了証 教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。
- 5 申込方法
(1) 裏面の「委託申込書」に記入し、申込み願います。(FAX 可)
(申込先)札幌労働基準協会
〒060 - 0807 札幌市北区北七条西 2 丁目 37 山京ビル 2 階 201 号
電話 011-757-0340、Fax 011-757-1803

(2) 「受講票」が送付されましたら、受講料・テキスト代を下記の口座にお振込み願います。
北洋銀行北七条支店 普通預金口座 930447 (口座名:札幌労働基準協会)
- 6 申込受付 定員 40 名に達し次第締め切ります。
- 7 留意事項
(1) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんので、ご了承下さい。
(2) 会場には駐車場がありませんので、特にご留意願います。
(3) 受講者数が 10 名に達しない場合、講習を中止することがありますので予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい。

安全衛生特別教育規程第3条(抄)

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|--|--|------|
| プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いに関する知識 | プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は安全囲いの種類、構造及び点検 | 2 時間 |
| プレス機械又はシャーによる作業に関する知識 | 材料の送給及び製品の取出し プレス機械の金型 シャーの刃部又はプレス機械又はシャーの安全装置若しくは安全囲いの異常およびその処理 | 2 時間 |
| プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整に関する知識 | プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整 | 3 時間 |
| 関係法令 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項 | 1 時間 |

・・・・・・・・・・・・・・・・切 取 り 線・・・・・・・・・・・・・・・・

動力プレスの金型の取付け等の業務特別教育実施委託申込書

| ※ | 氏 名 | 生年月日 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|-----|
| | | S . . H . . | 〒 - |
| | | S . . H . . | 〒 - |
| 勤務先名称 | (電話 -) | | |

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「動力プレスの金型の取付け等の業務」について、特別教育の実施を委託いたします。

札幌労働基準協会長 殿

| | |
|----------|----------------|
| 会員・非会員の別 | どちらかに○印を付けて下さい |
|----------|----------------|

令和 年 月 日

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名

